

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

2024 年 10 月号 (Vol.9)

森・濱田松本法律事務所 環境法プラクティスグループ

EU 森林破壊フリー製品規則の概要

I. はじめに

II. 概要及び実務上のポイント

III. 日本企業の留意点

IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 川端 健太

TEL. 03 6266 8743

kenta.kawabata@mhm-global.com

弁護士 水本 真矢

TEL. 03 5223 7752

shinya.mizumoto@mhm-global.com

弁護士 平田 亜佳音

TEL. 03 6266 8759

akane.hirata@mhm-global.com

I. はじめに

2023 年 6 月 29 日に発効した EU 森林破壊フリー製品規則 (Regulation on Deforestation-free Products)¹ (以下「EUDR」といいます。) が 2024 年 12 月 30 日から²適用開始となります。

EUDR は、世界的な森林破壊・森林劣化に対して EU が与える影響を軽減するため、その前身である EU 木材規則 (EU Timber Regulation) から対象を拡大し、木材だけでなく牛、カカオ、コーヒー、パームオイル、ゴム、大豆、木材及びこれらの関連製品を EU 市場に上市³又は EU から輸出する事業者⁴及び取引業者⁵に対して、デューディリジェンスの実施・報告等を義務付けるものです。

本号では、適用開始が間近に迫った EUDR について、あらためてポイント及び日本企業の留意点を紹介します。

II. 概要及び実務上のポイント

EUDR の対象は一定の産品 (以下「対象産品」といいます。) 及び当該産品の関連製品です。対象産品については、牛、カカオ、コーヒー、パームオイル、ゴム、大豆、木材が指定されており、これらの関連製品が Annex I に掲げられています (下表参照。)

¹ [Regulation - 2023/1115 - EN - EUR-Lex \(europa.eu\)](#)

² 小規模事業者 (micro-undertakings 及び small undertakings) については 2025 年 6 月 30 日から。ここでいう小規模事業者とは、総資産 4,000,000 ユーロ未満、純売上高 8,000,000 ユーロ未満、平均従業員数 50 人未満 (但し、各加盟国はこれを超える基準を設定することができる。) のうち 2 つ以上を満たす事業者で 2020 年 12 月 31 日以前に設立されたものをいいます。

³ 初めて EU 市場で利用可能とすることをいいます。

⁴ 商活動の一環として関連製品を EU 市場に上市又は EU から輸出する自然人又は法人をいいます。

⁵ 事業者以外のサプライチェーン上の自然人、法人、その他 EU 法又は国際法に基づき設立された法的行為能力を有する団体をいいます。

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

対象産品や関連製品を EU 市場へ上市又は EU から輸出するためには、対象産品や関連製品について、①森林破壊がないこと（森林破壊フリー要件）、②生産国の関連法令に従い生産されたものであること（合法性要件）、③①②についてのデューディリジェンス報告書の提出、という 3 つの要件を満たす必要があります。

商品	関連製品（例）
牛	牛肉、牛革
カカオ	カカオ豆、ココアパウダー、チョコレート
コーヒー	コーヒー、コーヒーの殻
パームオイル	パームオイル、グリセロール（純度 95%以上）、パルミチン酸、ステアリン酸、それらの塩及びエステル
ゴム	天然ゴム、配合ゴム、タイヤ
大豆	大豆、大豆ミール、大豆油
木材	丸太、おがくず、木炭、合板、印刷物、家具

1. 森林破壊がないこと（森林破壊フリー要件）

対象産品及び関連製品を EU 市場に上市又は EU から輸出するためには、対象産品及び関連製品について森林破壊がないこと（deforestation-free）が必要です。

森林破壊がないこと（deforestation-free）とは、2020 年 12 月 31 日以降に森林破壊（deforestation）⁶が行われていない土地で生産された対象産品を使用していることをいい、さらに、木材に関する関連製品については、2020 年 12 月 31 日以降に森林劣化（forest degradation）⁷を引き起こさずに収穫された木材を使っていることをいいます。したがって、2020 年 12 月 31 日以降に森林から農地化された土地で生産された対象産品を使用する関連製品や、2020 年 12 月 31 日以降に植林地化された土地で収穫された木材を使用する関連製品については、EUDR に基づき EU での販売や EU からの輸出ができません。

森林破壊フリー要件は、下記 3.のとおり、デューディリジェンスを通じて確認することが必要となります。

2. 生産国の関連法令に従い生産されたものであること（合法性要件）

森林破壊フリー要件に加えて、対象産品及び関連製品を EU 市場に上市又は EU から輸出するためには、対象産品及び関連製品が生産国の関連法令に従い生産されたものである必要があります。

⁶ 人為的か否かを問わず、森林を農業利用に転換することをいいます。

⁷ 原生林又は自然再生した森林の植林地その他の樹木値（other wooded land）への転換をいいます。

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

生産国の関連法令には、森林関連法令のみならず、土地使用权（land use rights）、環境保護（environmental protection）、第三者の権利（third parties' rights）、労働権（labour rights）、国際的に保護された人権（human rights protected under international law）、自由意思による事前の十分な情報に基づく同意（free, prior and informed consent : FPIC）の原則、税金・反贈収賄・通商・関税（tax, anti-corruption, trade and customs regulations）等幅広い領域の法令が含まれる点に注意が必要です。

合法性要件についても、下記 3. のとおり、デューディリジェンスを通じて確認することが必要となります。

3. デューディリジェンス報告書（Due Diligence Statement）の提出

事業者及び取引業者は、対象製品及び関連製品を EU 市場に上市又は EU から輸出する前に、デューディリジェンスを行い、対象製品及び関連製品が森林破壊フリー要件及び合法性要件を満たしているかを確認する必要があります。

具体的には、下表のとおり、①情報収集、②リスク評価、③リスク緩和措置からなるデューディリジェンスを行い、関係当局に対してデューディリジェンス報告書を提出することが求められます。

なお、EU 域外の自然人や EU 域外で設立された法人が EU 市場に関連製品を上市する場合、最初に EU 市場で関連製品を上市した EU 域内の自然人又は EU 域内で設立された法人がデューディリジェンスの実施義務を負うことになります。したがって、EUDR に基づき日本企業が直接デューディリジェンスの実施義務を負うことはありませんが、日本企業の欧州子会社はデューディリジェンスの実施義務を負う可能性があります。

また、中小事業者⁸については、デューディリジェンスが既に実施され、報告書が提出されている関連製品については、当該報告書を参照することで、デューディリジェンスの実施は不要とされており、中小取引業者は一定の情報を収集すれば足り、関連製品について自社によるデューディリジェンスを実施済みか否かにかかわらず、デューディリジェンスの実施は求められていません。

①	情 報 収 集	事業者及び取引業者は、以下の情報を収集し、根拠資料とともに関連製品の EU 市場への上市又は EU からの輸出の日から 5 年間保管しなければなりません。 a) 関連製品に関する情報（使用された対象製品に関する情報を含む。）
---	---------	---

⁸ 総資産 20,000,000 ユーロ未満、純売上高 40,000,000 ユーロ未満、平均従業員数 250 人未満のうち 2 つ以上を満たす事業者をいいます。小規模事業者（micro-undertakings 及び small undertakings）に加えて、中規模事業者（medium-sized undertakings）が含まれており、中規模事業者については 2024 年 12 月 30 日より適用が開始されるものの、デューディリジェンスの実施・報告義務が軽減されることになります。

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

		b) 上市又は輸出する関連製品の量 c) 生産国 d) 関連製品に使用された対象製品の生産地及び生産時期 e) 関連製品のサプライヤーの情報 f) 関連製品を供給した事業者又は取引業者の情報 g) 関連製品が森林破壊フリー要件及び合法性要件を満たすことを証する情報
②	リスク評価	事業者及び取引業者は、①に基づき収集された情報に基づきリスク評価を実施しなければなりません。リスク評価に当たっては、生産国リスク、生産国における森林の有無、生産国における先住民の有無／先住民との協議の状況／先住民からの合理的な根拠に基づく権利主張の有無、生産国における森林破壊・森林劣化の発生状況、①で収集された情報に関する文書の信頼性、生産国における汚職・文書偽造・法執行の欠如・国際人権法違反・武力衝突・国連安全保障理事会又は EU による制裁等の状況、生産地の特定の困難性等を含むサプライチェーンの複雑性、森林破壊フリー要件を満たさない製品や生産地不明の製品との混合により EUDR の潜脱となるリスク等を考慮することとされており、幅広い視点からの分析・評価が必要となります。
③	リスク緩和措置	事業者及び取引業者は、②のリスク評価の結果、関連製品が非遵守製品であるリスクが無い又はリスクが無視できる程度であることが判明した場合を除き、リスク低減策を実施する必要があります。 リスク低減策の具体的な内容としては、追加の情報・データ・文書の要求、第三者による調査又は監査の実施等が挙げられています。

②のリスク評価において考慮すべきとされている項目のうち、生産国リスクについては、2024 年 12 月 30 日までに、森林破壊・森林劣化の速度、対象製品のための農地の拡大の速度、対象製品や関連製品の生産動向等を踏まえ、実施規則の形で高リスク国と低リスク国の分類が公表される予定となっています⁹。

⁹ 本書日現在公表されていません。

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

Ⅲ. 日本企業の留意点

上記のとおり、日本企業自体は EUDR に基づきデューディリジェンスの実施を義務付けられることはありませんが、欧州子会社は、関連製品を取り扱う場合、デューディリジェンスが求められることになります。また、日本企業においても、EU に関連製品を輸出する場合は、取引相手方よりデューディリジェンスへの協力を求められる可能性が高いといえます。

デューディリジェンスは全ての関連製品について必要とされ、製品の中に一部でも生産地が不明な関連製品が紛れ込むと、当該関連製品を特定・除外しない限り、全体について非遵守製品とされるおそれがあるため¹⁰、細かくデューディリジェンスを実施する必要があります。また、対象製品のうち牛については、全ての飼育地が生産地に含まれるとされており、また、合法性要件の対象となる生産国の法令も幅広く規定されていることなどから、相応に広範な情報の提出が必要となる可能性もあります。そのため、対象製品及び関連製品を EU 向けに生産・販売している日本企業やそのサプライチェーンに組み込まれている企業においては、サプライチェーンのトレーサビリティを強化する必要があります。

なお、日本においても 2023 年に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立しています。この法律では川上・水際の木材関連事業者に対し、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を新たに義務付けており、EUDR と同様の流れに位置付けられるものと考えられます。EUDR の施行を踏まえた日本における今後の規制動向にも注目が必要です。

Ⅳ. おわりに

本号では、適用が目前に迫った EU 森林破壊防止規則（EUDR）の概要をご紹介します。サプライチェーン管理は、EUDR 対応のみならず、ビジネスと人権や経済安全保障の文脈でも求められており、継続的に必要な見直しを行い、競争力強化につなげていくことが重要と考えられます。

¹⁰ FAQ ([Contact support \(europa.eu\)](https://contact.support.europa.eu)) (5)

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

セミナー情報

- セミナー 『【関連する事業者が理解しておくべきポイント】CCS 事業法と同法を踏まえた法的リスク分析』

開催日時 2024 年 10 月 10 日（木）10:00～12:00

講師 鮫島 裕貴

主催 株式会社日本ナレッジセンター
- セミナー 『カーボン・クレジットとの関係 脱炭素に向けた世界的潮流 GX-ETS 「排出量取引制度の法制化に向けた議論の最前線」』

開催日時 2024 年 10 月 16 日（水）13:30～16:00

講師 鮫島 裕貴

主催 JPI（日本計画研究所）
- セミナー 『テーマ別コーポレート戦略セミナー 2024 年度第 4 回「NY から見たサステナビリティの国際トレンドと米国大統領選挙」』

開催日時 2024 年 10 月 18 日（金）15:00～17:00

講師 梅津 英明

主催 一般社団法人経団連事業サービス
- セミナー 『ESG 不動産投資の最新動向～データセンター開発と再エネ電源の活用～』

開催日時 2024 年 11 月 6 日（水）13:00～15:30

講師 蓮本 哲、野間 裕亘

主催 株式会社新社会システム総合研究所

文献情報

- 論文 「日本政府ガイドラインとの比較で理解する CSDDD」

掲載誌 NBL No.1272

著者 塚田 智宏
- 論文 「EU 企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令の概要と日本企業への影響」

掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.36 No.10

著者 塚田 智宏、平田 亜佳音（共著）